一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五第一項）

項目	基　　準	当該施設における対応
一	施設へのごみの搬入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	当該施設の1炉1時間当たりの最大処理能力1.667トン／時を超えないよう、ごみの焼却を行います。
二 イ	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみは、クレーンにて、ピット内のごみを均一に混合します。
二 ロ	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第4条第1項第7号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	燃焼室へのごみの投入は、ごみホッパーにおいて、ごみ自身によるマテリアルシールを行うことにより、外気と遮断した状態で、燃焼室へ定量ずつ連続的に行います。
二 ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800 度以上に保つこと。	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800 度以上に保ちます。
二 ニ	焼却灰の熱しゃく減量が 10 パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないように使用する場合にあっては、この限りでない。	焼却灰の熱しゃく減量が 5 パーセント以下となりように焼却します。
二 ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させることにより、炉温を速やかに上昇させます。
二 ヘ	運転を停止する場合は、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させることにより、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
二 ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室内に設置した温度計により、燃焼ガスの温度を連続的に測定します。また、記録装置により記録します。
二 チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏２００度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏２００度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。	水噴霧式ガス冷却装置により、燃焼ガスを冷却し、集じん器の入口温度をおおむね摂氏２００度以下にします。
二 リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書きの場合にあっては、集じん器内で冷却させた燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん器入口ダクト部に温度計を設置し、流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、記録します。

項目	基　　準	当該施設における対応
二 ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。	堆積したばいじんは排出装置により除去します。
二 ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が１００万分の１００以下となるようにごみを焼却すること。 ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のため燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類を三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあたっては、この限りでない。	煙突から排出される排ガス中に一酸化炭素の濃度が、１００万分の１００以下となるようにごみを焼却します。
二 ヌ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突につながる煙道に設置した、一酸化炭素濃度測定装置により、排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、記録します。
二 ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第２の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて定める濃度以下（３ｎｇ－ＴＥＱ/㎥（ＮＴＰ）以下）となるようにごみを焼却すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が１．０ｎｇ-TEQ/㎥（ＮＴＰ）以下）となるようにごみを焼却します。
二 カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年１回以上、ばい煙量又ばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を６月に１回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年１回、ばい煙量又ばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物）を年２回測定し、かつ、記録します。
二 ョ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないように、ろ過式集じん器、有害ガス除去装置を設置し、有害ガスを除去します。
二 タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	該当なし。

項目	基　　準	当該施設における対応
二 レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第４第１項第７号チのただし書きにあっては、この限りではない。	当該施設において発生するばいじん及び焼却灰は分離して排出し、貯留します。
二 ソ	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	該当なし。
二 ツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を温度を摂氏１０００度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	該当なし。
二 ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	発生したばいじんは混練機で、薬剤及び水と均一に混合します。
二 ナ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消化設備を備えること。	火災の発生を防止するために必要な箇所については火気厳禁とし、消火器や散水設備を備えています。
三	ガス化改質方式の焼却施設にあっては、前号レからネまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。	該当なし。
四	ばいじん又は焼却灰の処理施設にあっては、第２号ヨ・ソ・ツ及びネの規定の例による。	ばいじん又は焼却灰を第２号ヨ及びネの規定に従い処理します。（ソ・ツは、適用外）
五	高速堆肥化処理施設にあっては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気量を調節すること。	該当なし。
六	破砕施設にあっては、破砕によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講じること。	集じんダクト（既設）を用い、粉じん等を捕集する。
七	ごみ運搬用パイプライン施設にあっては、次のとおりとする。 以下省略	該当なし。

八	選別施設にあっては、選別によって生じる粉じんんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講じること。	該当なし。
九	固形燃料化施設にあっては、第２号ヨ及びナの規定の例によるほか、次のとおりとする。 以下省略	該当なし。
十	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講じること。	ごみピット内より燃焼空気を吸引し負圧を維持し、休炉時はぎみ投入扉にてプラットホームとぎみピットを遮断し、臭気の発散を防止します。
十一	蚊、はえ等発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	周囲の生活環境を損なわないよう防止に努めるとともに構内の清潔を保持します。
十二	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講じること。	周囲の生活環境を損なわないよう防音・防振装置を設置しています。
十三	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。」	焼却施設から発生する排水は場内で再利用します。生活排水については下水道放流とします。
十四	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行う。	施設の機能を維持するために必要な点検、整備を行う等の措置を講じる他、機能検査を定期的に行います。並びにばい煙に関する検査をそれぞれ１年間に２回行います。
十五	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	当該施設の設置に係る維持管理は、和気町にて行います。
十六	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、３年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他措置の記録を作成し、３年間保存します。
十七	熱灼減量に関する検査	熱灼減量の測定を１回／月実施します。